

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和2年9月11日

| | |
|---------|------|
| 茨城県監査委員 | 山岡恒夫 |
| 同 | 舘静馬 |
| 同 | 深谷一広 |
| 同 | 羽生健志 |

定期監査等の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、定期監査等の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の対象機関 114 機関

| 所管部局 | 監査実施機関名 |
|---------|------------|
| 総務部 | 総務課 |
| 総務部 | 未収債権対策チーム |
| 総務部 | 行政経営課 |
| 総務部 | 人事課 |
| 総務部 | 財政課 |
| 総務部 | 管財課 |
| 総務部 | 税務課 |
| 総務部 | 総務事務センター |
| 総務部 | 市町村課 |
| 総務部 | 知事公室秘書課 |
| 総務部 | 知事公室報道・広聴課 |
| 政策企画部 | 政策調整課 |
| 政策企画部 | 計画推進課 |
| 政策企画部 | 地域振興課 |
| 政策企画部 | 交通政策課 |
| 政策企画部 | 情報システム課 |
| 政策企画部 | 統計課 |
| 政策企画部 | 県北振興局 |
| 県民生活環境部 | 生活文化課 |
| 県民生活環境部 | 女性活躍・県民協働課 |
| 県民生活環境部 | 環境政策課 |
| 県民生活環境部 | 自然環境課 |
| 県民生活環境部 | 環境対策課 |
| 県民生活環境部 | 廃棄物対策課 |

| | |
|----------|-----------------|
| 県民生活環境部 | 水政課 |
| 県民生活環境部 | スポーツ推進課 |
| 県民生活環境部 | オリンピック・パラリンピック課 |
| 防災・危機管理部 | 防災・危機管理課 |
| 防災・危機管理部 | 消防安全課 |
| 防災・危機管理部 | 原子力安全対策課 |
| 保健福祉部 | 厚生総務課 |
| 保健福祉部 | 健康・地域ケア推進課 |
| 保健福祉部 | 疾病対策課 |
| 保健福祉部 | 生活衛生課 |
| 保健福祉部 | 福祉指導課 |
| 保健福祉部 | 長寿福祉推進課 |
| 保健福祉部 | 障害福祉課 |
| 保健福祉部 | 医療局医療政策課 |
| 保健福祉部 | 医療局医療人材課 |
| 保健福祉部 | 医療局薬務課 |
| 保健福祉部 | 子ども政策局少子化対策課 |
| 保健福祉部 | 子ども政策局子ども未来課 |
| 保健福祉部 | 子ども政策局青少年家庭課 |
| 営業戦略部 | 営業企画課 |
| 営業戦略部 | プロモーションチーム |
| 営業戦略部 | グローバルビジネス支援チーム |
| 営業戦略部 | 農産物輸出促進チーム |
| 営業戦略部 | 国際渉外チーム |
| 営業戦略部 | 観光物産課 |
| 営業戦略部 | 国際観光課 |
| 営業戦略部 | 販売流通課 |
| 営業戦略部 | 空港対策課 |
| 営業戦略部 | 立地推進課 |
| 営業戦略部 | 立地整備課 |
| 営業戦略部 | 宅地整備販売課 |
| 産業戦略部 | 産業政策課 |
| 産業戦略部 | 中小企業課 |
| 産業戦略部 | 労働政策課 |
| 産業戦略部 | 技術振興局技術革新課 |

| | |
|-------|--------------|
| 産業戦略部 | 技術振興局科学技術振興課 |
| 農林水産部 | 農業政策課 |
| 農林水産部 | 産地振興課 |
| 農林水産部 | 畜産課 |
| 農林水産部 | 農業経営課 |
| 農林水産部 | 農業技術課 |
| 農林水産部 | 林政課 |
| 農林水産部 | 林業課 |
| 農林水産部 | 漁政課 |
| 農林水産部 | 水産振興課 |
| 農林水産部 | 農地局農村計画課 |
| 農林水産部 | 農地局農地整備課 |
| 土木部 | 監理課 |
| 土木部 | 用地課 |
| 土木部 | 検査指導課 |
| 土木部 | 道路建設課 |
| 土木部 | 道路維持課 |
| 土木部 | 河川課 |
| 土木部 | 港湾課 |
| 土木部 | 営繕課 |
| 土木部 | 都市局都市計画課 |
| 土木部 | 都市局都市整備課 |
| 土木部 | 都市局下水道課 |
| 土木部 | 都市局建築指導課 |
| 土木部 | 都市局住宅課 |
| 土木部 | 鹿島下水道事務所 |
| 土木部 | 流域下水道事務所 |
| 会計事務局 | 会計事務局 |
| 企業局 | 企業局 |
| 企業局 | 県南水道事務所 |
| 企業局 | 鹿行水道事務所 |
| 企業局 | 県西水道事務所 |
| 企業局 | 県中央水道事務所 |
| 企業局 | 水質管理センター |
| 病院局 | 病院局 |

| | |
|----------|------------------------|
| 病院局 | 県立中央病院 |
| 病院局 | 県立こころの医療センター |
| 議会事務局 | 議会事務局 |
| 教育庁 | 総務企画部総務課 |
| 教育庁 | 総務企画部財務課 |
| 教育庁 | 総務企画部生涯学習課 |
| 教育庁 | 総務企画部福利厚生課 |
| 教育庁 | 総務企画部文化課 |
| 教育庁 | 学校教育部高校教育改革・中高一貫校開設チーム |
| 教育庁 | 学校教育部義務教育課 |
| 教育庁 | 学校教育部高校教育課 |
| 教育庁 | 学校教育部特別支援教育課 |
| 教育庁 | 学校教育部保健体育課 |
| 教育庁 | 県立水戸工業高等学校 |
| 教育庁 | 県立水戸桜ノ牧高等学校 |
| 教育庁 | 県立内原特別支援学校 |
| 警察本部 | 警察本部 |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局 |
| 人事委員会事務局 | 人事委員会事務局 |
| 労働委員会事務局 | 労働委員会事務局 |

2 監査の対象期間

平成30年度のうち令和元年度定期監査等において対象期間とならなかった期間及び令和元年度

3 監査実施期間

令和2年4月1日から8月31日まで

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかどうか等、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し監査する。
- (2) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。
- (3) 地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況に関し、リスクの管理状況を監査する。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理執行（地方公営企業法の規定により経営するものに限る）状況について、抽出の方法により関係書類等との照合をするとともに、必要に応じて現地調査、職員からの事情聴取により監査を行った。監査を重点的かつ効果的に実施するため、重点監査項目を定めて監査を実施しており、今年度は「内

部統制の取組状況」を重点監査項目とした。

また、前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認するとともに、地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況について職員からの聴取等により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

2 監査結果

監査の結果、次のとおり、指摘事項及び注意事項が認められた。

その他の機関においては、指摘又は注意に該当する事項は認められなかった。

ア 指摘事項

| 所管部局名 | 監査対象機関名 | 監査の結果 |
|----------|--------------|---|
| 防災・危機管理部 | 消防安全課 | 防災ヘリコプターについて、必要な予算を確保せずに執行決議、契約締結決議等のないまま修繕を行っていたこと、これにより支払手続が遅延したことは適切でない。 |
| 保健福祉部 | 子ども政策局子ども未来課 | 私立幼稚園等特別支援教育補助事業に係る国庫補助金の受入れ手続を遺漏し、県の歳入予算に多額の不足を生じさせたことは適切でない。 |
| 農林水産部 | 林政課 | 林業・木材産業改善資金貸付金に係る収入未済について、適切な債権管理を怠り、時効により債権を消滅させたことは適切でない。 |

イ 注意事項

| 所管部局名 | 監査対象機関名 | 監査の結果 |
|-------|---------|---|
| 総務部 | 管財課 | 改装工事に係る設計業務委託について、契約事務手続の一部に誤りがあったことは適切でない。 |
| 総務部 | 管財課 | 県有財産売却に係る契約保証金について、不動産売払収入への振替手続が遅延し、不動産売払収入の一部が売却した年度の歳入に計上されていなかったことは適切でない。 |
| 総務部 | 税務課 | 石油製品分析に係る手数料について、履行確認後の事務手続を怠ったため、相手方への支払いがなされていなかったことは適切でない。 |

| | | |
|---------|----------|--|
| 県民生活環境部 | 環境対策課 | 涸沼流域水質浄化対策事業費補助金について、実績報告書に基づいた補助金の額の確定を行わなかったため、補助金が過大に交付されていたことは適切でない。 |
| 企業局 | 県南水道事務所 | つくば市内に緊急備蓄用として保管している貯蔵品について、令和2年3月の実地たな卸を行わなかったことは適切でない。 |
| 企業局 | 県西水道事務所 | つくば市内に緊急備蓄用として保管している貯蔵品について、令和2年3月の実地たな卸を行わなかったことは適切でない。 |
| 企業局 | 鹿行水道事務所 | 送水管布設（耐震化）工事（2工区）について、同工区が過年度において施工済であるにもかかわらず再度工事を発注したこと、これにより契約解除に伴う損害金の支払いが生じたことは適切でない。 |
| 教育庁 | 総務企画部総務課 | 誤払いとなった県立高等学校講師に係る退職手当の一部について、歳計外現金に受け入れたまま改めて支給手続を行わず、1年以上正当な債権者への支払いを行わなかったことは適切でない。 |
| 教育庁 | 総務企画部財務課 | 高等学校等就学支援金の受給資格認定事務において、申請者の個人番号等の個人情報が記載された書類を紛失したことは適切でない。 |